

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第22号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第2 級別資格基準表（第4条関係）						別表第2 級別資格基準表（第4条関係）					
ア・イ [略]						ア・イ [略]					
ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表						ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表					
職 種	学歴免許 等	職務の級				職 種	学歴免許 等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級			1 級	2 級	特2級	3 級
[略]						[略]					
副校長、教 頭及び主任 指導教諭		[略]				副校長 教頭 主任指導教 諭		[略]			
[略]						[略]					
教諭、養護 教諭、栄養 教諭及び講 師（任用の 期限を付さ ないものに 限る。）		[略]				教諭 養護教諭 栄養教諭（ 任用の期限 を付さない ものに限る 。） 講師（任用 の期限を付 さないもの に限る。）		[略]			
助教諭、養 護助教諭、 講師（任用 の期限を付 さないもの を除く。） 、実習助手 及び寄宿舎 指導員		[略]				栄養教諭（ 任用の期限 を付さない ものを除く 。） 助教諭 養護助教諭 講師（任用 の期限を付 さないもの		[略]			

--	--

[略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許 等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級
[略]					
[略] 栄養教諭	[略]				
[略]					
講師（任用 の期限を付 さないもの を除く。）					
[略]					

[略]

オ～ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭	[略]	
[略]		

を除く。)	
実習助手	
寄宿舎指導	
員	

[略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許 等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級
[略]					
[略] 栄養教諭（ 任用の期限 を付さない ものに限る 。）	[略]				
[略] 栄養教諭（ 任用の期限 を付さない ものを除く 。）					
講師（任用 の期限を付 さないもの を除く。）					
[略]					

[略]

オ～ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭（任用の 期限を付さないも のに限る。）	[略]	
[略] 栄養教諭（任用の 期限を付さないも のを除く。）		

助教諭
[略]

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭	[略]	
[略]		
講師（任用の期限を付さないものを除く。）		
[略]		

[略]

オ～ク [略]

助教諭
[略]

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものに限る。</u> ）	[略]	
[略]		
栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものを除く。</u> ）		
講師（任用の期限を付さないものを除く。）		
[略]		

[略]

オ～ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。